

9月定例会の報告

9月2日から30日までの29日間、令和元年第2回下呂市議会定例会を開催しました。初日には、人権擁護委員候補者の推薦、市功労者の表彰と市農業委員会委員の任命に同意しました。

条例の改正や財産の譲与のほか、市内中学生及び高校生を対象とした講演会の開催経費などの一般会計補正予算、平成30年度決算などを委員会に付託し、最終日に可決、認定しました。また職員の不適切な事務処理による市民の信頼失墜に対し、市長及び副市長の給与を減額するための条例改正などが最終日に提出され、可決しました。



上程議案と審議結果

○全会一致で可決した議案【市長提出議案】

議案名	審議結果
人権擁護委員候補者の推薦について 人権擁護委員として井上和美さんを推薦するため、議会の意見を求めるもの。	適任 (全会一致)
下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて 船坂節郎さん、山内茂義さんを下呂市功労者として表彰するため議会の同意を求めるもの。	同意 (全会一致)
下呂市農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意について 委員の少なくとも4分の1を認定農業者等及び準ずる者とするため議会の同意を求めるもの。	
下呂市農業委員会委員の任命について 農業委員会委員の任期満了に伴い、嶋田浩さん、中島義彦さん、熊崎みどりさん、中川元宏さん、山下康子さん、上野耕正さん、中島尊治さん、鎌倉誠也さん、細江忠光さん、佐古健さん、高木康則さん、金森茂俊さん、小林寿さん、二村昭司さんを新委員に任命するため、議会の同意を求めるもの。	
飛騨農業共済事務組規約の一部を改正する規約について 飛騨農業共済事務組合が解散した場合の事務の承継団体を明記するため改正するもの。	可決 (全会一致)
飛騨農業共済事務組合の解散について 令和2年4月1日に県下全域を対象とした農業共済組合を設立するため、飛騨農業共済事務組合を解散することについて議会の議決を求めるもの。	
飛騨農業共済事務組合の解散に伴う財産処分について 飛騨農業共済事務組合の解散に伴い、財産を処分することについて議会の議決を求めるもの。	
下呂市地域コミュニティ施設設置条例の一部を改正する条例について 公の施設の見直し方針に基づき下呂少ヶ野北部集会所、下呂少ヶ野南部集会所及び下呂市三原集会所を地域に譲与するため改正するもの。	
下呂市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例について 第1号会計年度任用職員の報酬等を規定するため、当該条例を制定するもの。	
下呂市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例について 第2号会計年度任用職員の給与を規定するため、当該条例を制定するもの。	
地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について 会計年度任用職員制度の運用が始まるため、関係する8つの条例について関係部分の改正をするもの。	
下呂市印鑑条例の一部を改正する条例について 住民基本台帳法施行令等の改正により、印鑑登録原票及び印鑑登録証明書についても旧氏が併記できるようにするなど当該条例を改正するもの。	
下呂市消防関係手数料条例の一部を改正する条例について 消費税増税に伴い、政令に定める手数料の標準額の一部改正が行われるため、引用する当該条例の一部を改正するもの。	

前ページに続き全会一致で可決した議案【市長提出議案】

議 案 名	審議結果
下呂市ゆったり館条例の一部を改正する条例について 指定管理者により継続的に施設の運営をすることができる利用料とするため、当該条例の一部を改正するもの。	可 決 (全会一致)
財産の譲与について 下呂少ヶ野北部集会所を少ヶ野区に譲与するもの。	
財産の譲与について 下呂少ヶ野南部集会所を少ヶ野区に譲与するもの。	
財産の譲与について 下呂市三原集会所を少ヶ野区に譲与するもの。	
令和元年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	
令和元年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第2号）	
令和元年度下呂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）	
令和元年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第2号）	
令和元年度下呂市下呂財産区特別会計補正予算（第1号）	
令和元年度下呂市学校給食費特別会計補正予算（第1号）	
令和元年度下呂市水道事業会計補正予算（第2号）	
令和元年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第2号）	
令和元年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第2号） 前年度繰越金の確定、前年度事業精算に伴う補正 他。	
平成30年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）決算の認定について	
平成30年度下呂市簡易水道事業特別会計決算の認定について	
平成30年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）決算の認定について	
平成30年度下呂市下呂財産区特別会計決算の認定について	
平成30年度下呂市学校給食費特別会計決算の認定について	
平成30年度下呂市水道事業会計決算の認定について	
平成30年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計決算の認定について	
平成30年度下呂市立金山病院事業会計決算の認定について 平成30年度各会計で執行した決算の内容を確認し認定。	
財産の譲与について 公の施設見直し方針に基づき施設とともに譲与すると決定した土地について所要の手続きが完了したため、馬瀬総合観光(株)に譲与するもの。	可 決 (全会一致)
財産の無償貸付について 下呂市美輝の里関連土地のうち源泉地及び用水路等、譲与には適さない土地について、馬瀬総合観光(株)に無償貸付するもの。	



少ヶ野区に譲与する少ヶ野南部集会所



令和2年4月に県下全域を対象とした組合を設立するため解散となる飛驒農業共済事務組合(高山市岡本町)

前ページに続き全会一致で可決した議案【市長提出議案】

議案名	審議結果
損害賠償の額を定めることについて 市道で横断側溝のグレーチングが跳ね上がり車両を損傷させたため、損害賠償額を定めるもの。	可決 (全会一致)
下呂市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について 度重なる職員の不適切な事務処理による市民の信頼失墜に対し、市長及び副市長の給与を減額するため条例改正するもの。	
令和元年度下呂市一般会計補正予算(第6号)	
金山リバーサイドスポーツセンターの機器修繕に伴う補正。	

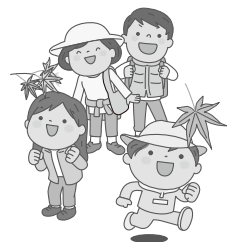
○賛否が分かれた議案【市長提出議案】

○…賛成 ×…反対

議案名	議員名											審議結果		
	尾里集務	中島ゆき子	田中副武	今井政良	各務吉則	宮川茂治	中島博隆	伊藤嚴悟	一木良一	吾郷孝枝	中島新吾		中島達也	中野憲太郎
令和元年度下呂市一般会計補正予算(第5号)	○	○	○	○		×	○	○	○	×	×	○	○	可決 (賛成多数)
令和元年度下呂市国民健康保険事業特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)	○	○	○	○		×	○	○	○	×	×	○	○	
令和元年度下呂市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第3号) 前年度繰越金の確定、前年度事業精算に伴う補正 他。	○	○	○	○	議	×	○	○	○	×	×	○	○	
平成30年度下呂市一般会計決算の認定について	○	○	○	○		×	○	○	○	×	×	○	○	認定 (賛成多数)
平成30年度下呂市国民健康保険事業特別会計(事業勘定)決算の認定について	○	○	○	○		×	○	○	○	×	×	○	○	
平成30年度下呂市後期高齢者医療特別会計決算の認定について	○	○	○	○	長	×	○	○	○	×	×	○	○	
平成30年度下呂市介護保険特別会計(保険事業勘定)決算の認定について	○	○	○	○		×	○	○	○	×	×	○	○	
平成30年度下呂市下水道事業特別会計決算の認定について 平成30年度各会計で執行した決算の内容を確認し認定。	○	○	○	○		×	○	○	○	×	×	○	○	

○報告案件

議案名
一般財団法人下呂ふるさと文化財団の経営状況の報告について
健全化判断比率の報告について
資金不足比率の報告について
放棄した債権の報告について
平成30年度下呂市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について



産業経済 常任委員会

9月18日、委員会を開催し、付託された3議案について審査した結果、全て可決すべきものと決しました。主な審査内容は次のとおりです。

『飛驒農業共済事務組合の解散について』(令和2年4月1日に県下全域を対象とした農業共済組合を設立するため、飛驒農業共済事務組合を解散するもの)

Q 飛驒農業共済が解散し、県下1つの共済組合となるが、下呂市を含む飛驒地域は面積が非常に広い。「エリアが広いため、共済事故に対し速やかな対応がされない」と言われることが無いよう新しい組合でも職員を確保してほしい。またこの地域の特性が生かされ、農業が衰退しないよう、市として働きかけてほしい。

A 飛驒地域は県土の4割を占めており、農業に従事する方も多い。今回の一本化にあたってはこれまでのように支所機能を残し、それぞれの機能を継続していただくことを共済議会で伝えていきます。

総務教育民生 常任委員会

9月17日、委員会を開催し、付託された10議案と、追加上程された2議案について審査した結果、全て可決すべきものと決しました。主な審査内容は次のとおりです。

『下呂市第1号会計年度任用職員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例について』 『下呂市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例について』 『地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について』 臨時的任用職員や嘱託員などの非正規職員は、令和2年4月以降、会計年度任用職員という身分になりません。法改正は公務員における働き方改革・同一労働同一賃金の実現の一環で、非正規職員と正規職員との間の処遇のずれを解消することなどを目的としたもの。

Q 会計年度任用職員の任期は基本1年と決まっているが、内部統制などの事故防止対策をやっているのか。また、災害発生など緊急時において正規職員と同様に対応ができるのか。

A 会計年度任用職員は、1年任

期ですが、正規職員と同様の責務があるので、しっかりと法令にのっとり、内部統制についても取り組んでいただきます。災害対応については、会計年度任用職員が正規職員の業務のどこまでを担っていくのか、今後、検討していきます。

『財産の無償貸付について』 美輝の里の関連土地で源泉地や用水路等、譲与に適さない土地を無償貸付するもの。

Q 譲与に適さない源泉地、用水路等とあるが、なぜ適さないと判断されたのか。また、源泉地については、不具合などがあつた際は、下呂市が責任を持つと言つ意味が含まれているのか。

A 無償貸付をする土地については、源泉地、用悪水路、法定外道路など譲与に適さない土地のほか、山林といった地目もあります。当時、美輝の里を始めるため馬瀬村が建物敷地周辺も含めて一体買収したといった経緯もあり、周辺土地も合わせて管理していただきたいといった考えで無償貸付を提案しました。源泉地については、あくまでも土地を貸すもので、管理はお願いきませんが、市としても当然関わっていかなければならぬと思っております。

予算特別委員会

9月20日、委員会を開催し、付託された12議案について審査した結果、全て可決すべきものと決しました。主な審査内容は次のとおりです。

『クリーンセンター人件費の増額』 夜間におけるクリーンセンター対応職員を2人から3人体制に増員する理由は。

A 新しい焼却炉はきめ細かな焼却管理が可能となりましたが、これに伴い監視調整も必要であり、安定した焼却をするための対応です。

『森林環境譲与税の活用』

Q 防災面からも森林整備は必要であると思うが。

A 森林環境譲与税を活用し、まずは今年度、境界の明確化を進めていきます。また市内の森林を環境保全林にするのか、木材を利用するのかなど、関係者の意見を聞きながら決めていきます。併せて、人材育成を進めていきます。

Q この制度で停電災害を防ぐため、障害木などの現場確認は必要だと思ふが。

A 協議会の中で実際に作業している皆さんの声を聞き、どこに問題があるかを明確化し政策につなげていきます。

Q 昨年の災害で発生した風倒木の処理はできないか。

A かなりの風倒木があることは確認しています。県は新たな制度を作りましただけで、地権者はそれを活用していただきたいと思いません。市もPRしていきます。

『愛知淑徳大学地域連携事業』

Q 愛知淑徳大学との連携の内容は。現状何人くらいが来ているのか。

A 同大学とは、9月に連携協定を締結しました。お互いの交流をより深め、地域の方とのふれあいやお年寄りとの懇談、コンサート開催などを計画しています。小坂町矢ヶ野地内にある愛知淑徳学園の林間学舎「淑友館」には、昨年1年間で学園の中学生、高校生、大学生の合宿で、約2500人が宿泊しました。



愛知淑徳学園の「淑友館」 (小坂町矢ヶ野)